

# 平成 2 2 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 農林水産省

No	15	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )	
要望 項目名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）の管理基準に適合する、屋根及び側壁を有する一定規模以上の家畜排せつ物発酵施設で、専用の攪拌装置または送風装置を有するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 畜産業を営む者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに新たに取得したものについて、特例後 5 年間、課税標準が 2 / 3 に軽減される。</p>	
関係条文	地方税法附則第 15 条第 32 項	
要望理由	<p>近年の配合飼料価格の高騰等による経営環境の悪化を背景とする離農をカバーする形で、畜産経営の規模拡大が加速化すると見込まれることに加え、22 年 7 月以降、畜産業にかかる水質規制の強化が見込まれることから、新たな排せつ物管理施設整備の必要性が高まっている。</p> <p>しかしながら、規模拡大する畜産農家においても、経営環境の悪化により、不採算部門への追加投資が困難な状況にあり、自助努力のみでは環境保全が十全に図られず、健全な国民生活に支障を来すおそれがある。</p> <p>このため、国として引き続き施設整備を支援していく必要があることから、本措置を要望するものである。</p>	
減収 見込額	( 初年度 ) - ( 2 8 9 ) ( 平年度 ) - ( 2 8 9 ) ( 単位 : 百万円 )	
地方税 以外の 措置	既 存	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他 地域バイオマス利活用交付金、畜産環境総合整備事業 株式会社日本政策金融公庫資金</p>
	22 要 年度の 望	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他 地域バイオマス利活用交付金、畜産環境総合整備事業 株式会社日本政策金融公庫資金</p>
過 去 の 要 望 経 緯	<p>・ 家畜排せつ物法の制定を受け、平成 11 年度税制改正にて創設。</p> <p>・ 平成 13 年度税制改正、平成 15 年度税制改正にて延長。</p> <p>・ 平成 16 年度税制改正にて、本格施行日（平成 16 年 11 月 1 日）から平成 17 年度末まで延長（1 年 5 ヶ月）。</p> <p>・ 平成 18 年度税制改正、平成 20 年度税制改正にて延長。</p>	
本要望に 対応する 縮 減 案		